

能代市地域振興券取扱事業所の募集のご案内

能代商工会議所及び二ツ井町商工会では、地域の消費を喚起・下支えするため、能代市の補助を受けて、「能代市地域振興券」を発行します。

- 発行総額 2億2千万円 ※額面1,000円券×11枚つづり1冊(1万1千円分)を1万円で販売します。(お一人様5冊まで)
- 販売期間 令和元年11月16日(出)～11月18日(月)の3日間 9時～17時
3日間で完売しなかった場合は11月19日(火)以降も販売し、完売しだい終了します。
- 有効期間 令和元年11月16日(出)から令和2年2月24日(月)

つきましては、この地域振興券の取扱事業所を募集します。対象は、能代商工会議所及び二ツ井町商工会の正会員とします。地域振興券の取扱いは、事前に登録した事業所に限ります。

募集要項及び注意事項(裏面)をご確認のうえ、あらかじめ登録の申込みをお願いいたします。

【問合せ先】	能代商工会議所	能代市元町11-7	電話 52-6341
	二ツ井町商工会	能代市二ツ井町字比井野33	電話 73-2953

募 集 要 項

- 1 申込期間 令和元年9月10日(火)～10月10日(木) (平日の9時～17時)
※登録いただいた事業所は地域振興券購入者に配布する取扱事業所一覧に掲載いたします。
- 2 申込先 能代商工会議所又は二ツ井町商工会
(1) 下記の申込書に必要事項を記入し、直接ご持参ください。
(2) 申込時にポスター、取扱説明書、地域振興券の見本、換金申込書、取扱事業所番号をお渡しします。
※電話、FAX、メールでの申し込みはできません。
- 3 登録資格 能代商工会議所及び二ツ井町商工会の正会員で、能代市内にある事業所。
※支店・営業所等、換金を本社一括で行う場合でも各支店・営業所ごとに登録が必要です。
※能代市以外の事業所は登録できません。
- 4 換金方法 受領した地域振興券と換金申込書を秋田銀行市内各支店(能代、能代南、二ツ井支店)へご持参ください。
(1) 換金期限 令和2年3月6日(金) (換金最終日です。この日を過ぎると換金できません。)
(2) 手数料 無料 (換金その他手数料は一切かかりません。)
(3) 換金方法 換金期間内に使用済み地域振興券を受付し、指定口座に振り込みいたします。
(4) 振込日 1日～10日受付分は同月20日、11日～20日受付分は翌月1日、21日～月末受付分は翌月20日に振込。
※振込日が休日の場合は、翌営業日となります。

会員事業所名	いずれかに○印	1 能代商工会議所	取扱事業所番号
		2 二ツ井町商工会	NO-S

事業所記入欄

令和元年 月 日

能代市地域振興券取扱事業所登録申込書

上記募集要項及び注意事項を確認の上、取扱事業所の登録を申込みます。

ふりがな	ふりがな		
会 員 事業所名	代表者名		
事 業 所 所 在 地	電 話 () -		
	FAX () -		
提 出 先	1 能代商工会議所 ※いずれかに○印	2 二ツ井町商工会	取扱事業所番号 ※記載不要 NO-S

能代市地域振興券取扱注意事項

取扱事業所は、次の事項を遵守すること。

1 取扱いにおける注意事項

- (1) 有効期間を過ぎた地域振興券は受け取らないこと。
- (2) 購入後の返品、現金との引き換えはしないこと。
- (3) つり銭は支払わないこと。
- (4) 取扱事業所において、地域振興券の利用対象とならない商品等を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示すること。
- (5) 地域振興券の裏面には取扱事業所の署名または記名押印すること。換金の際に記名・取扱事業所番号のないものは換金には応じられない場合があります。
- (6) 通常の注意をもってすれば、偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、地域振興券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに報告すること。
- (7) 取扱事業所は地域振興券を換金目的で購入してはならない。
- (8) 地域振興券取扱ポスターを市民にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (9) 地域振興券の盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、発行者はその責任を負いません。

2 地域振興券の利用対象とならないもの

- (1) 国又は地方公共団体等への公共料金等の支払い（税金、電気、ガス、水道等）
- (2) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (3) 消費に当たらない取引（出資、有価証券の購入、債務の支払い、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、現金との換金、金融機関への預け入れ等）
- (4) 換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものを購入する取引（他の地域振興券、商品券、ビール券、酒券、図書券、定期券、回数券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等）
- (5) たばこ（加熱式たばこを含む）の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、発行者が不適当と認めるもの

3 その他ご不明の点がありましたら能代商工会議所（TEL52-6341）・二ツ井町商工会（TEL73-2953）へお問い合わせ下さい。

4 地域振興券のデザインは以下のとおりです。

表



裏

能代市地域振興券（ご利用の際の注意事項）

- 地域振興券は、事前に登録した地域振興券取扱店舗でのみ利用できます。
- 地域振興券の有効期間は令和2年2月24日までです。期限を過ぎた地域振興券は有効ではありません。
- 期間の前後にかかわらず、地域振興券はゆきもももあっても払い戻しはいたしません。
- 地域振興券の偽造・複製にたいしては、罰則はお支払いできません。
- 地域振興券で購入された商品の返品及び返金はできません。
- 地域振興券は現金との交換はできません。
- 地域振興券の盗難、紛失、滅失は、発行者に対して発行者はその責任を負いません。
- 地域振興券の取扱は禁止します。
- 地域振興券は、次のものにはご利用できません。
 - ① 国又は地方公共団体等への公共料金等の支払い（税金、電気、ガス、水道等）
 - ② 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
 - ③ 消費に当たらない取引（出資、有価証券の購入、債務の支払い、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、現金との換金、金融機関への預け入れ等）
 - ④ 換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものを購入する取引（他の地域振興券、商品券、ビール券、酒券、図書券、定期券、回数券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等）
 - ⑤ たばこ（加熱式たばこを含む）の購入
 - ⑥ 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
 - ⑧ 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨ その他、発行者が不適当と認めるもの

発行所：能代商工会議所 能代市元町11番7号
TEL0185-62-6341
二ツ井町商工会 能代市二ツ井町字比井野33番地
TEL0185-73-2953

取扱事業所番号	NO-
取扱事業所名	